

平成30年度  
介護福祉士修学資金貸付の手引き  
(追加募集用)

平成30年10月

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

## 目 次

1	事業の概要	1
2	申込み等の手続き	5
3	手続きに必要な提出書類	10
4	様式一覧	13
5	問い合わせ先	13
6	資料	
	(1) 埼玉県介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	14
	(2) 返還猶予又は返還免除を受けることができる 対象施設・事業所等、及び職種の一覧表	20
	(3) 各種様式	28

# 1 事業の概要

## (1) 目的

介護福祉士指定養成施設（以下、「養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指し、将来埼玉県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸し付けることにより、修学を容易にし、県内の社会福祉施設等において専門性の高い介護人材の確保に資することを目的とします。

## (2) 実施主体

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

## (3) 貸付対象・条件等

①貸付対象 ※学年は問いません（1～4年生すべてが対象です）

- ア 埼玉県内の介護福祉士の指定養成施設に在学しており、既に本資金の貸付を受けていないこと
- イ 指定養成施設を卒業後、埼玉県内の指定された社会福祉施設等で介護または相談援助の業務に従事する意思があること
- ウ 成績が優秀であり、かつ入学後の家庭の生活・経済状況の変化等により真に本資金が必要であること

②貸付額等

下記の金額を上限として貸し付けます。

学費	月額	50,000円
就職準備金		200,000円（最終回の貸付時）
国家試験受験対策費用		40,000円（一年度当たり）

③貸付利子は無利子です。

④貸付期間は、平成30年10月から指定養成施設に在学する期間を限度とします。※平成30年9月以前の期間については貸付できません。

⑤連帯保証人が必要です（貸付希望者が未成年の場合は法定代理人）。

※連帯保証人については、別添「申請にあたっての留意点」を参照。

⑥就職準備金は、働きながら修学している場合は貸付できません。

## (4) 貸付方法（申込み・決定）

修学資金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

①貸付の申込み

借受希望者は、申請書等申込みに必要な書類をすべて揃え、養成施設に提出してください。養成施設は養成施設の長の推薦書を作成し、各申請書類とあわせて県社協あてに書類を提出してください。

※書類提出の際は、別添「申請チェックリスト」で不足がないか必ず確認してください。

②貸付の審査・決定

県社協は申込内容（申請書類）を審査し、貸付の可否を決定後、借受希望者と養成施設あてに通知します（11月中旬～下旬を予定）。

※申請から決定までは、提出書類の確認及び貸付審査を経て、1ヶ月後を目安に貸付決定通知もしくは不承認通知を養成施設あてに郵送します。ただし、申請件数や提

出書類の状況（不備があった場合など）により遅くなる場合があります。

## （５）資金の交付

貸付方法

①貸付契約により、貸付金は、年に4回（毎月月額3ヶ月分ごと）指定の口座に振り込みます。（4月、7月、10月、1月）

※ただし貸付初年度の交付時期は貸付決定後、1月に月額6ヶ月分を予定。

②就職準備金は、最終回の送金時に学費と併せて振り込みます。

③国家試験受験対策費用は、各年度の初回の送金時に学費と併せて振り込みます。

## （６）貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定または交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

①養成施設を退学したとき

②修学生であることを辞退したとき

③心身等の故障等のため養成施設を卒業する見込みがなくなったと認められるとき

④学業成績が著しく不良となったと認められるとき

⑤虚偽その他不正な方法により資金の貸付けを受けたことが明らかになったとき

⑥その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## （７）貸付の休止

貸付の決定または交付を受けている修学生が養成施設を休学し、または停学の処分を受けたときは貸付を休止します。

## （８）返還

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、納入通知書により金融機関の窓口から納付していただきます。

①返還が始まる時

ア 退学等の理由により貸付契約が解除されたとき

イ 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録しなかったとき

ウ 卒業後1年以内に、県内の社会福祉施設等において介護・福祉の業務に従事しなかったとき

エ 県内において介護・福祉の業務に従事する意思がなくなったとき

オ 介護・福祉等の業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

②返還の期間は、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間とします。

③返還事由が発生した翌月から、返還が開始します。

④正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、年5%の割合で計算した延滞利子の支払い義務が生じます。

## (9) 返還の猶予

下記の場合は申請により返還が猶予できます。

- ①資金の貸付けを中止された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき
- ②県内において介護・福祉の業務に従事しているとき
- ③卒業後、さらに他種の養成施設等で修学しているとき（介護福祉士養成施設修学生だった者が社会福祉士養成施設等で修学しているとき）
- ④被災、傷病、心身の故障その他特別の事情により資金の返還が困難であると認められるとき

## (10) 返還債務の免除

- ①申請より返還債務が免除となるとき

ア 養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行い、県内の社会福祉施設等に就職し、5年間引き続き介護業務に従事した場合（毎年度「業務従事届」の提出を求めます）

※以下の場合も従事しているものとみなします。

- ①国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。
- ②東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）において業務に従事する場合は、県及び当該被災県とする。
- ③過疎地域において、介護福祉士業務に従事した場合、または中高年離職者（45才以上で離職して2年以内）にあつては、3年間引き続き、当該業務に従事した場合。

※県内の過疎地勤務地（H30年4月時点）

秩父市（旧大滝村の区域）、小鹿野町、東秩父村、神川町（旧神泉村の区域）の4市町村

- ④従事する事業所の法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

イ 介護・福祉業務上の事由により死亡し、または心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合

- ②返還債務の一部が免除される時（審査があります）

ア 県内で介護・福祉等の業務に従事した場合で、その期間が貸し付けを受けた期間に相当する期間を越えたとき

イ 死亡し、または心身の障害その他特別の事情により貸付けを受けた資金を返還することができないと認められるとき

## (11) 届出の義務（届出が必要なとき）

- ①修学生（卒業後も準用）または連帯保証人の住所・氏名・勤務先その他重要な事項に異動があったとき
- ②修学生が休学、復学、転学、退学したとき
- ③修学生が停学、退学の処分を受けたとき
- ④修学生が留年したとき
- ⑤修学生であることを辞退するとき
- ⑥死亡したとき
- ⑦介護福祉士等の業務に従事したとき
- ⑧勤務先を変更したとき
- ⑨介護福祉士等の業務に従事しなくなったとき

## (12) 留意事項

### ①貸付の可否について

申請書類の審査を行います。審査の結果、貸付できない場合があります。

### ②返済免除対象期間について

5年（在職期間が通算1,825日以上であり、かつ業務に従事した期間が900日以上とします）

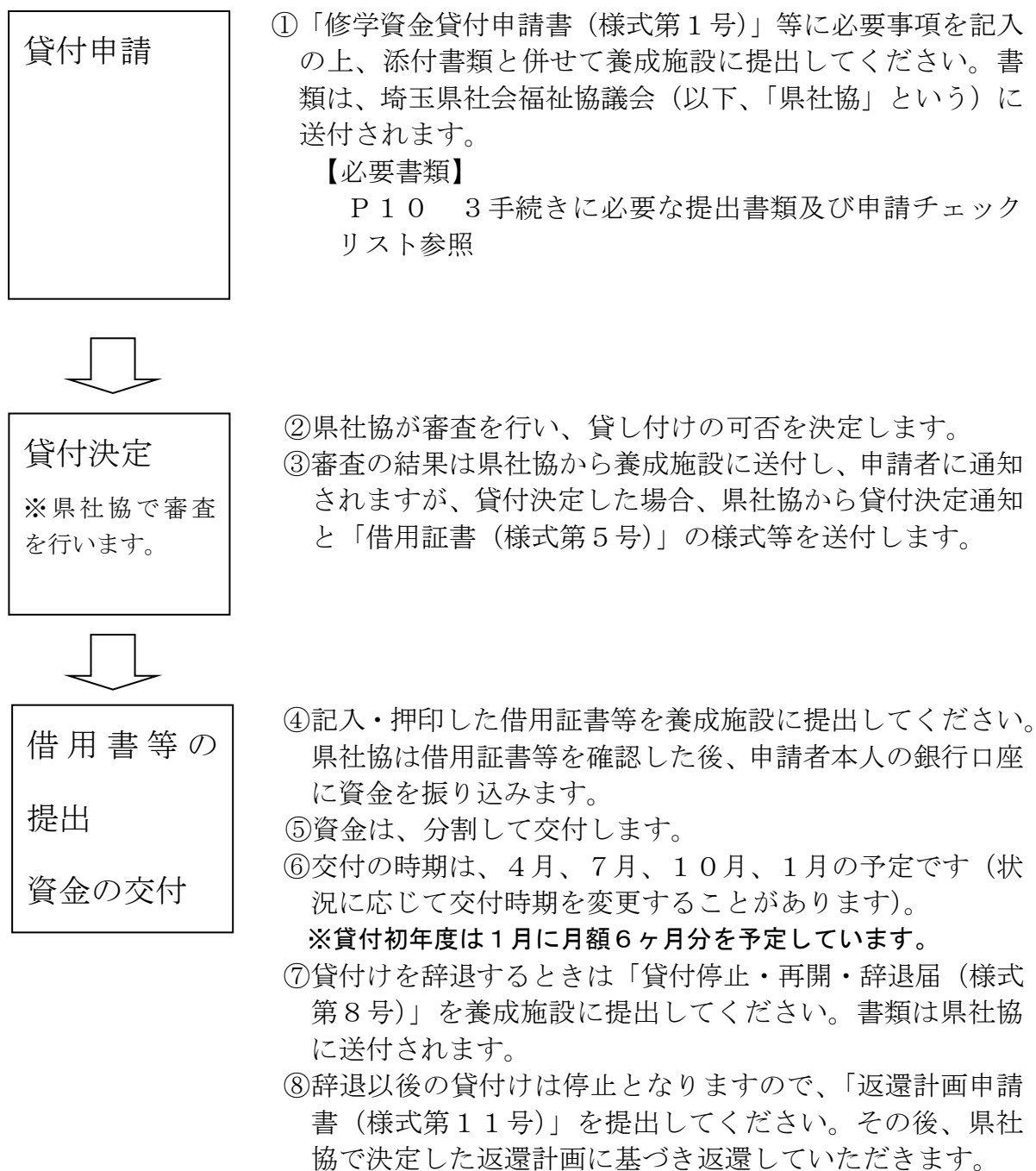
※業務の従事状況を確認するため、毎年度「業務従事届(指定様式)」を提出いただきます。

### ③同意書の提出について

「申請書の記載事項が真実かつ正確であること」「記載した個人情報に関係者間で共有すること」「貸付は審査の結果、御希望に添えない場合がある」等、各事項に同意（署名・捺印）いただき、申請書とあわせて提出いただきます。

## 2 申込み等の手続き

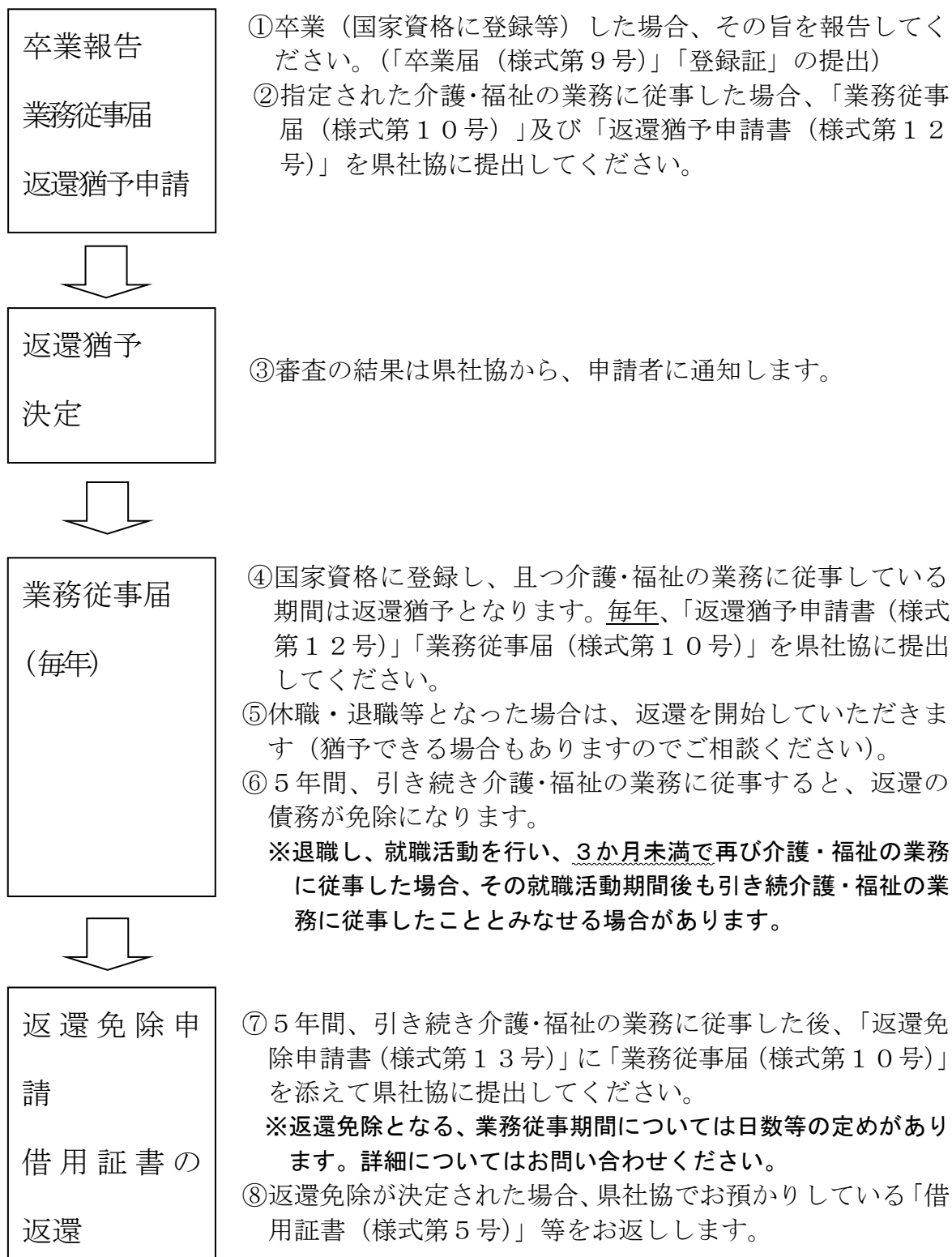
### (1) 貸付申込み手続き



## (2) 養成施設卒業後の手続き

### ○返還猶予の場合

養成施設を卒業（国家資格に登録）した場合、貸付金を返還していただきますが、資格取得後、直ちに指定された介護・福祉の業務に従事した場合等には、返還が猶予されます。





## **(別表) 修学資金の返還債務の免除に係る対象業務**

**※詳細はP20～P27参照**

### **1 埼玉県内で以下の施設、職種で業務に従事**

- (1) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種
- (2) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種
- (3) 昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連盟通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」に定める当該施設の長

※東日本大震災等の被災県（岩手県、宮城県、福島県、熊本県に限る）において業務に従事する場合も免除の対象となります。

### **2 全国の区域で以下の施設において業務に従事**

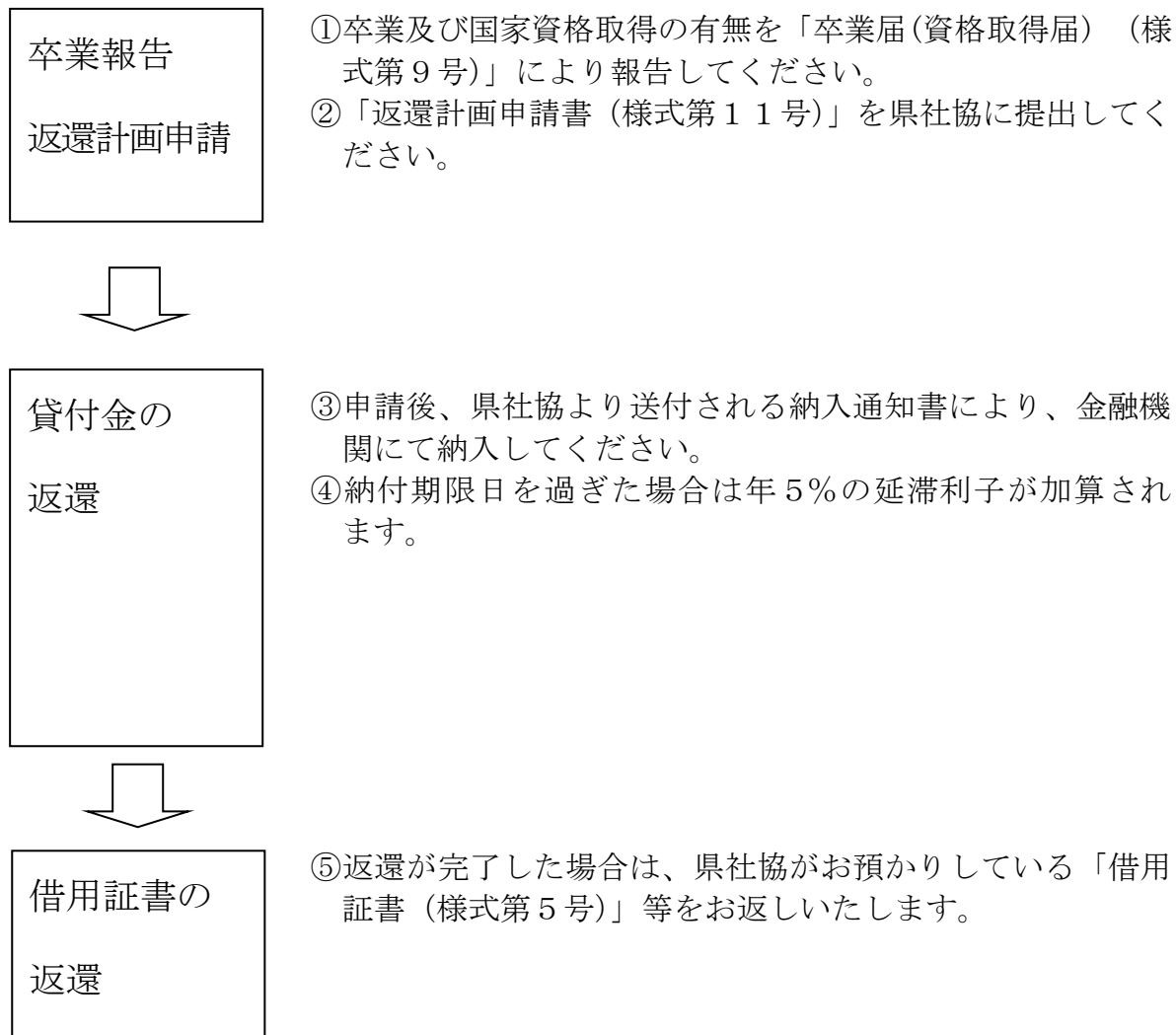
- (1) 国立障害者リハビリテーションセンター

- (2) 国立児童自立支援施設 等

※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、医療型障害児入所施設「整肢療護園」、「むらさき愛育園」及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。

## ○返還の場合

介護福祉士の資格登録をしなかった場合、養成施設を卒業した日から1年以内に別表（前頁）に定める福祉施設等に就職しなかった場合等、返還が生じた場合は、次の手続きが必要となります。



### (3) その他の手続き

住所、氏名、  
勤務先等  
を変更した  
場合

- ①養成施設を卒業した後、住所や氏名等に変更があった場合は「異動届(様式第7号)」を県社協に提出してください。また、養成施設に在学中、住所氏名等に変更があった場合は、養成施設を経由して県社協に提出してください。
- ②勤務先を変更した場合は、それまで勤務していた施設等と新しく勤務することになった施設等のそれぞれの「業務従事届(様式第10号)」を県社協あてに提出してください。  
※退職し、就職活動を行い、3か月未満で再び介護・福祉の業務に従事した場合、その就職活動期間後も引き続き介護・福祉の業務に従事したとみなせる場合があります。

貸付辞退を  
する場合

- ①退学、進路変更等により貸付けを辞退する場合は、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を養成施設に提出してください。
- ②「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を受理した後は、貸付けは中止となりますので、「返還計画申請書(様式第11号)」を養成施設に提出してください。書類は県社協に送付されます。
- ③なお、貸し付けた資金は県社協で決定した返還計画に基づき返還していただきます。

休学・停学等  
となった場合  
復学する場合

- ①休学・停学等となったときは、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」を養成施設に提出してください。休学期間内は貸付けが停止となります。書類は県社協に送付されます。
- ②復学したときは、「貸付停止・再開・辞退届(様式第8号)」で復学の報告をしてください。届け出が提出された後、貸付けが再開されます。

### 3 手続きに必要な提出書類

〔在学中〕

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類名	書式	備考
貸付けを申請するとき	申請チェックリスト		個別の状況に応じ、左記以外の書類が必要となる場合があります。 貸付決定後に県社協が送付するもの ・貸付決定通知書 ・借用証書(様式第5号)
	貸付申請書	様式第1号	
	住民票(世帯全員)	市区町村指定のもの	
	課税証明書 (収入額の記載があるもの)	市区町村指定のもの	
	誓約書	様式第2号	
	推薦書(養成校作成)	様式第3号	
	同意書	様式第15号	
入学時に45歳以上であって、離職して2年以内の方が申請するとき	離職日が確認できる書類	各書類のもの	雇用保険受給資格者証、離職票等
貸付決定後	借用証書	様式第5号	印鑑登録証明書は修学生・連帯保証人で各1枚提出
	修学資金振込口座申込申請書	様式第6号	
	印鑑登録証明書	市区町村指定のもの	
複数年度にまたがる貸付けを受けるとき	在学届	様式第4号	年度が変わる度に指定養成施設等が提出

(2) 変更事項がある場合に提出するもの

変 更 事 項	提出書類名	書式	備考
修学生および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村指定のもの	
休学・転学・停学等したとき	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	貸付が停止されます。
復学したとき			貸付が再開されます。
退学したとき 貸付けを辞退するとき 貸付停止となったとき	貸付停止・再開・辞退届	様式第8号	納入通知書を送付します。金融機関から納付してください。
	返還計画申請書	様式第11号	
返還猶予を希望するとき(在学中・被災・心身の故障等)	返還猶予申請書	様式第12号	
死亡したとき	異動届	様式第7号	貸付期間中の場合は、貸付けは終了となります。
	除籍証明書 等	市区町村指定のもの	

**〔卒業後〕**

**(1) 必ず提出しなければならないもの**

事 項	提出書類名	書式	備考
卒業したとき	卒業届(資格取得届)	様式第9号	資格登録した場合は、資格登録書(写)を添付してください。
返還するとき	返還計画申請書	様式第11号	申請後、県社協から「納入通知書」が送付されます。
	業務従事届	様式第10号	福祉・介護業務に従事していた場合は添付してください。
修学生および保証人の住所・氏名・連絡先等の変更	異動届	様式第7号	住民票等を添付してください。
	変更があったことが確認できる書類	市区町村指定のもの	
死亡したとき	異動届	様式第7号	連帯保証人の場合は、住所・氏名・勤務を必ず記入ください。
	除籍証明書 等	市区町村が発行のもの	

**(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの**

事 項	提出書類名	書式	備考
指定する介護・福祉業務に従事したとき	業務従事届	様式第10号	1年ごとに提出してください。
	返還猶予申請書	様式第12号	
在学中・他の養成施設等へ進学したとき	在学届	様式第4号	「他の養成施設等へ進学」とは、介護福祉士養成施設の修学生が社会福祉士養成施設等へ進学した場合です。
	返還猶予申請書	様式第12号	
就職活動中の場合(卒業後1年以内)	返還猶予申請書	様式第12号	就職活動をしていることを確認できる書類を提出してください。
	求職活動証明書 等	各証明書のもの	
災害・疾病等により業務に従事できないとき	返還猶予申請書	様式第12号	
	医師の診断書 罹災証明書 等	各証明書のもの	

**(3) 返還猶予の事由に変更があった場合などに提出するもの**

事 項	提出書類名	書式	備考
返還免除要件に係る勤務を終えたとき	業務従事届	様式第10号	返還免除が決定されると、借用証書が返還されます。
	返還免除申請書	様式第13号	
期間を空けずに、業務従事先を変更したとき	異動届	様式第7号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	
退職・離職等により、業務に従事しなくなったとき	業務従事届	様式第10号	貸付期間以上、介護・福祉の業務に従事していると、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	返還計画申請書	様式第11号	
指定する介護・福祉業務を退職し、就職活動後、3か月未満で、再度介護・福祉業務に従事したとき	業務従事届 (退職前の勤務状況) (転職後の勤務状況)	様式第10号	旧勤務先と新勤務先、それぞれで証明してもらいます。
	求職活動期間等申告書	様式第14号	
	求職活動証明書 等	各証明書のもの	

## 4 様式一覧

各種様式は、以下の県社協ホームページからダウンロードできます。

URL:<http://www.fukushi-saitama.or.jp/site/>

### 【各種様式】

名 称	様式番号
埼玉県介護福祉士修学資金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
在学届	様式第4号
借用証書	様式第5号
修学資金振込口座申請書	様式第6号
異動届（住所・氏名・連帯保証人等）	様式第7号
貸付停止・再開・辞退届（休学・停学・退学・復学等）	様式第8号
卒業届（資格取得届）	様式第9号
業務従事届	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書（別紙 返還免除業務従事状況報告書含む）	様式第13号
求職活動期間等申告書	様式第14号
同意書	様式第15号

## 5 問い合わせ先

この貸付事業については、以下にお問い合わせください。

○社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活支援部 資金課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

電 話 048-822-1192

FAX 048-822-1449